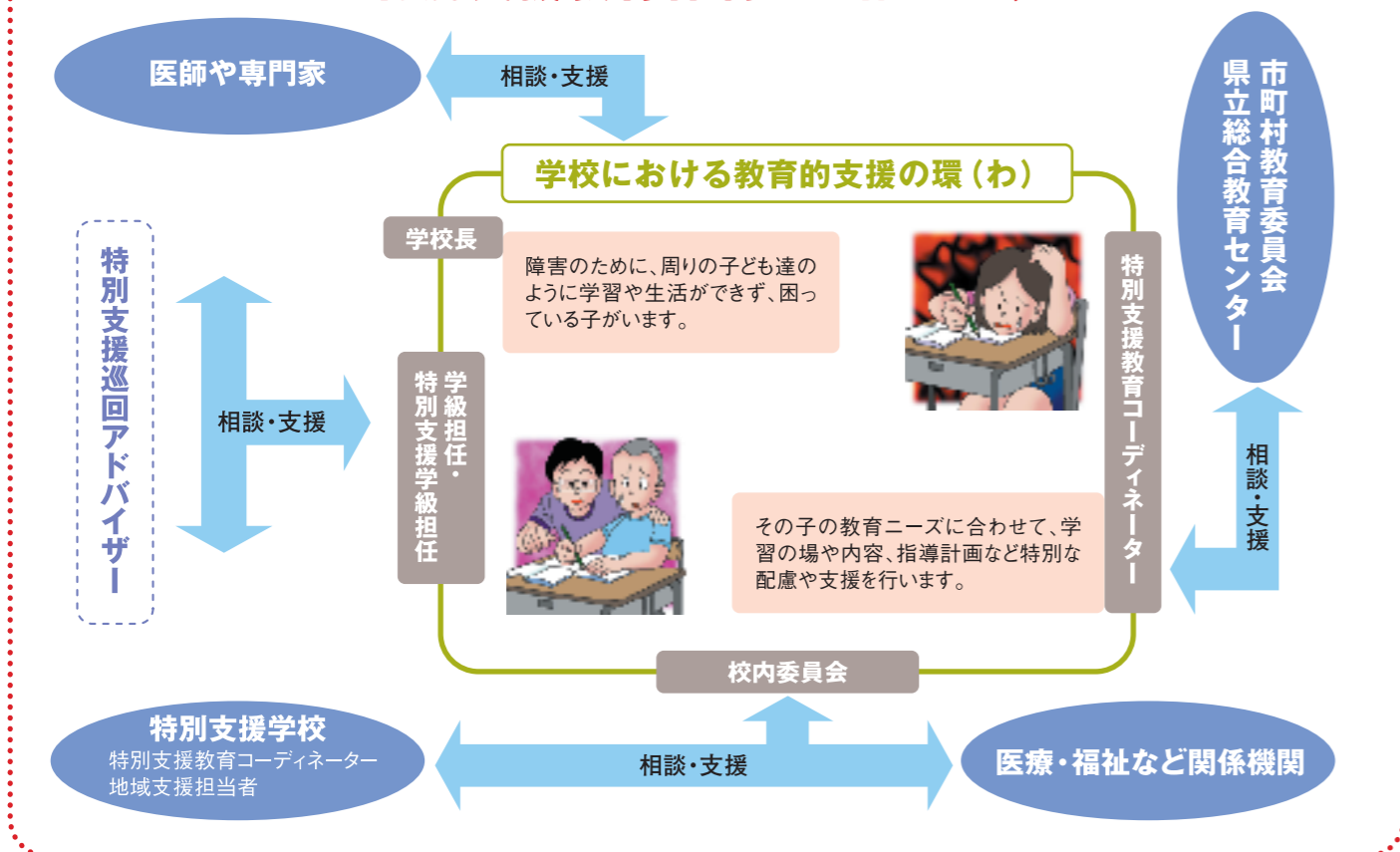


1人1人の教育的ニーズに対応する 特別支援教育体制を整備します



4月から特別支援教育が スタートします。



軽度発達障害の子ども達は、そのほとんどが通常の学級に在籍しているため、学習や生活をする上で特別な配慮や支援が必要となります。

例えば「同じ行を何度も読んでしまふ」など読むのが苦手な子どもの場合、読む行を定規で示す、マスキングシートを利用するなどの工夫で読みやすくなる場合があります。同様に「書くこと」や「話すこと」が苦手、外からの刺激にすぐ反応してしまうなどの場合も通常とは違った配慮や工夫で改善される場合があります。

小中学校などではどんな配慮が必要でしょうか？

「軽度発達障害」とは、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症などの総称です。知的発達の遅れはないものの、次のような状態が見られます。

- ・忘れ物が多く、注意が持続しない
- ・単純ミスが多く作業が雑である
- ・冗談が通じずトラブルを起こす
- ・孤立したり、いじめられやすい

このような状態は、家庭環境や親のしつけ、本人の性格などが原因ではなく、中枢神経系の何らかの機能障害によるものといわれています。

軽度発達障害とはどんな障害でしょうか？

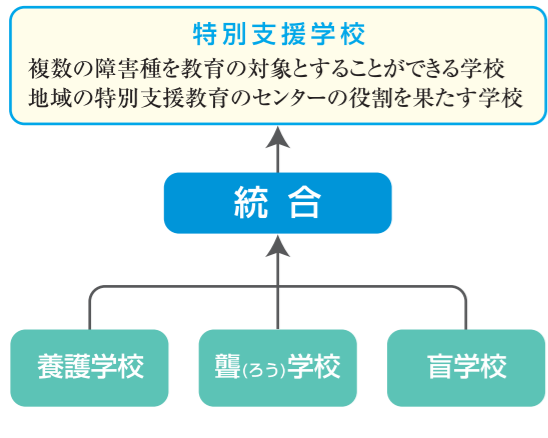
特別支援教育

<p>【新たな対象】</p> <p>LD、ADHD、高機能自閉症（軽度発達障害） 通常の学級に約6%在籍</p>	+	<p>【これまでの特殊教育の対象】</p> <p>視覚障害、聴覚障害、知的障害 肢体不自由、病弱等</p> <p>特別支援学校 16校 0.7% 特別支援学級 391学級 0.6%在籍 通級指導教室 16教室 0.15%在籍</p>
---	---	---

※パーセンテージは、県内の義務教育対象児童生徒に占める割合を示す

今年度から障害のある子どもへの教育が変わります。障害のある児童生徒の教育は、障害の種類や程度等にに応じて、特別な場で指導を行う「特殊教育」として行われてきました。

しかし、昨年六月の学校教育法の改正により、これからは障害のある児童生徒一人一人の持つ教育的ニーズに応じて、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へと転換されることになりました。



特別支援学校とはどんな学校でしょうか？

児童生徒がどのようなことに困っているかを適切に把握し、配慮や指導の方法を見極め、教師や保護者など周囲の大人が暖かく見守っていくことが大切です。

県教育委員会では、学校長や特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制づくりなどを進めています。

学校教育法の改正により、盲学校、聾学校及び養護学校は、障害種別を超えた「特別支援学校」に統合されます。県教育委員会では、県内各地域の教育ニーズなどを踏まえ、地域の小中学校等の支援機能を持った特別支援学校に編成整備する計画を進めています。

「特殊教育」の特徴は、障害の種類や程度ごとに、特別な場できめ細かく手厚い指導を行うというものでした。

そのため、県では障害の種類ごとに盲学校や聾学校、養護学校を設置するとともに、障害の比較的軽度な児童生徒のために小中学校に特殊学級を設置してきました。

そして、昭和五十四年に養護学校が義務化されてからは、どんなに重い障害があってもほとんどの子どもが学校教育を受けられる状況を実現しました。

しかし、近年、障害が重度化・重複化した児童生徒が増加する傾向が見られるとともに、ノーマライゼーションの浸透により「より身近な地域の学校で教育を受けたい」との要望が数多く寄せられるなど障害のある子ども達への教育をとりまく環境は大きく変化しています。

また、これまで想定されていなかったLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥 多動性障害）など軽度発達障害の児童生徒への教育的支援の必要性も生じています。

こうしたことから、これまでの「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られました。

「特殊教育」と特別支援教育はどう違うのでしょうか？